

社寺建造物美術協議会会報

発行によせて

文化庁建造物課長
村上 詔一

会報発刊に当たり
有り難い御寄稿を頂きましたので
巻頭に掲載いたします。

わが国における文化財建造物の保存は、明治三十年の古社寺保存法以来、現在まで約百年の歴史をもち、三千五百四十棟の重要文化財建造物が指定されています。これらの伝統ある重要な文化財を守り、国民や地域住民の誇りとして後世に伝えていくためには、そのときどきの破損状況に応じた修理を繰り返し実施する必要があります。修理にあたっては、伝統的な木工・金工・屋根葺・左官・漆・彩色などの高度な技術を保持し、豊かな経験をもつ技術者が必要であります。しかし、これらの伝統的な技術保持者については後継者の不足が深刻な状況

にあり、文化庁ではこうした失われつつある技術の保存措置を講ずるため昭和五十年に文化財保護法を改正して「選定保存技術」制度を設けました。すなわち、文化財建造物の保存に欠かせない重要な技術を国の選定保存技術として選定するもので、保存のための技術を保持している個人や団体を認定して、後継者の養成、記録の作成、普及啓蒙活動などの事業をおこなうものであり、文化庁として大きな役割の一つとして取り組んでおります。

社寺建造物美術協議会は、平成二年十一月に設立され金工・彩色・漆工の各部会を設けて、後継者の養成、伝統技術の保存及び技術の向上・研究等を精力的に行ってこられました。このような、協議会の仕事は長い期間と会員の皆



平成七年十月二十六日発行
編集 社寺建造物美術協議会
発行 小西美術工藝社内
〒108 東京都港区高輪一―五―二十二
TEL (03) 3447-1481
FAX (03) 3447-0736

様方の日々のためまぬ努力の積み重ねが必要であり、文化庁の施策の一翼を担っていただいているものと確信しております。

今回事業のいっかんとして「会報」を発行され普及啓蒙活動にも力を入れられたことは誠に意義深いことであり、さらに、一般国民の文化財保護に対する理解を深めるため本事業を積極的に推進されることを期待しております。

いずれにしても、文化財建造物の保存に欠かせない技術を錬磨し、次世代に技術を受け継いで行くことは重要な役割であり、私も文化庁といえども今後とも微力ながら協力をさせていただきます。

最後に、社寺建造物美術協議会の益々の充実・発展されることを祈念しまして、創刊のお祝いいたします。



会報の題名が

決まりました!!

会員諸氏から会報の表題についてアンケートをとりましたところ、「すいかずら」を選ばれた方が多かったので、これを採用いたしました。



「すいかずら」へ「忍冬」スイカズラ科の常緑つる性低木。初夏、葉のわきに芳香のある花が2個並んで咲く。花は白色または淡紅色で、後に黄色に変わる。つるは右巻き。日本各地・朝鮮・中国に分布。茎・葉は薬用。葉の一部が冬の間もしおれないので忍冬(にんどう)という。忍冬(スイカズラ)を圖案化した唐草模様を忍冬文(にんどうもん)という。

(学研・新世紀大辞典より)